

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県教育委員会規則第 1 号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>教育振興課～文化財課 略</p> <p>(室)</p> <p>第5条 教育総務課に県立高校再編整備推進室を、教育振興課に特別支援教育室を、学校教育課に教育情報化支援室及び人権・同和教育室を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" data-bbox="237 1286 1093 1377"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務				<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p><u>(21) 教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関すること。</u></p> <p><u>(22) 教育情報システムの管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u></p> <p>教育振興課～文化財課 略</p> <p>(室)</p> <p>第5条 教育総務課に県立高校再編整備推進室を、教育振興課に特別支援教育室を、学校教育課に教育情報化支援室、<u>人権・同和教育室及び全国高総文祭開催準備室</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" data-bbox="1167 1286 2018 1377"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報主幹</td> <td>教育総務課</td> <td>教育庁及び教育機関の情報セキュ</td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	情報主幹	教育総務課	教育庁及び教育機関の情報セキュ
職	課又は室	職務											
職	課又は室	職務											
情報主幹	教育総務課	教育庁及び教育機関の情報セキュ											

改正前			改正後		
					リテイに関する調査及び企画事務 教育情報システムの管理に関する 調査及び企画事務
企画主幹	略		企画主幹	略	
略			略		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。